

畜産事業者への税制支援

1 肉用牛の売却所得の課税の特例措置

【適用税目】

所得税： 租税特別措置法第 25 条

法人税： 租税特別措置法第 67 条の 3、第 68 条の 101

住民税： 地方税法附則第 6 条

【概要】

農業を営む個人又は農業生産法人が、その飼育した肉用牛を所定の方法で売却し、その肉用牛が免税対象飼育牛（売却価額が1頭あたり100万円未満（交雑種にあつては80万円未満、乳用種にあつては50万円未満）または高等登録牛）であり、その売却頭数が年間1,500頭以内である時、その売却により生じた事業所得について、農業を営む個人にあつては所得税及び住民税が免除、農業生産法人にあつては損金算入することができます。なお、農業を営む個人にあつては、免税対象飼育牛に該当しない牛や1,500頭を越える牛にかかる所得税及び住民税については、所得税法の本則とは別の計算によることとなります。

【適用期限】

所得税： 平成 29 年 12 月 31 日

法人税： 平成 30 年 3 月 31 日

住民税： 平成 30 年度

2 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る特例措置 (汚水処理施設における固定資産税の課税標準の軽減措置)

【適用税目】

固定資産税： 地方税法附則第 15 条第 2 項

【概要】

水質汚濁防止法で規定する特定施設（50㎡以上の豚房、200㎡以上の牛房、500㎡以上の馬房）を有する者が、公共の危害防止のために汚水処理施設を新たに取得した場合、固定資産税の課税標準が1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減されます。

【適用期限】

平成 28 年 3 月 31 日